

## 第五十八回

## 参議院法務委員会会議録第十九号

(三五二)

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)

午前十時二十三分開会

## 委員の異動

五月十六日

辞任

北畠

教真君

秋山長造君

辞任

林田

正治君

丸茂重貞君

補欠選任

佐野

芳雄君

五百十七日

辞任

秋山

長造君

五百十八日

辞任

佐野

芳雄君

五百十九日

辞任

赤間

文三君

五百二十日

辻

武寿君

五百二十一日

委員長

佐野

芳雄君

國務大臣  
政府委員法務大臣  
赤間文三君西村閑一君  
山高しげり君

○委員長(北條篤八君)　ただいまから法務委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月十六日、秋山長造君及び北畠教真君が委員を辞任され、その補欠として佐野芳雄君及び丸茂重貞君が、五月十七日、丸茂重貞君及び林田正治君が委員を辞任され、その補欠として中山福藏君及び鈴木万平君が、五月十八日、佐野芳雄君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君が、また昨二十一日、辻武寿君及び赤間文三君が委員を辞任され、その補欠として山田徹一君及び奥村悦造君が、それぞれ委員に選任されました。

○政府委員(川島一郎君)　相川の簡易裁判所をこのたび佐和田町に移転することにいたしたわけであります。これにつきましては、地元の間での了解は完全にできております。今回の移転は、もともと相川の簡易裁判所の庁舎が非常に古い建物でございまして、もうできてから約八十年経過しているという関係にありますので、これを建てかえなければならないという状況にあつたわけでございますが、これを建てかえるにつきまして、現在の相川町は、相川簡易裁判所の管轄区域である佐渡の西側に位置しております。それで、管轄区域全体の住民から見ますと不便であるということで、初めその佐渡のほぼ中央にございます佐和田町から、これを佐和田町に移転してもらいたいという事情があつたわけでござります。それは昭和三十四年のことでございますが、その後佐和田町以外の市町村もほとんどこれに同調いたしまして、昭和四十年には、相川町を除きます佐渡の管内の一市八町村各議会において、相川簡易裁判所を佐和田町に移してほしいという議決が行なわれたわけでございます。これに対しまして、相川町としては、從来裁判所が置かれておつたことであるし、自分のところに置いておいてほしいということを言っておったわけでございます。

○委員長(北條篤八君)　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○秋山長造君　相川の簡易裁判所を佐和田町に移されるわけですね。まあ、たとえば警察の駐在所を一つ移すにしても地域的にはずいぶん問題が起

るわけですが、この簡裁を相川から佐和田に移すわけですから、相当地元で問題があつたと思う

○検察及び裁判の運営等に関する調査

(八海事件をめぐる刑務所行政に関する件)

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北條篤八君)　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○秋山長造君　相川の簡易裁判所を佐和田町に移されるわけですね。まあ、たとえば警察の駐在所を一つ移すにしても地域的にはずいぶん問題が起

るわけですが、この簡裁を相川から佐和田に移すわけですから、相当地元で問題があつたと思う

○委員長(北條篤八君)　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○秋山長造君　相川の簡易裁判所を佐和田町に移されるわけですね。まあ、たとえば警察の駐在所を一つ移すにしても地域的にはずいぶん問題が起

るわけですが、この簡裁を相川から佐和田に移すわけですから、相当地元で問題があつたと思う

○委員長(北條篤八君)　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○秋山長造君　相川の簡易裁判所を佐和田町に移されるわけですね。まあ、たとえば警察の駐在所を一つ移すにしても地域的にはずいぶん問題が起

るわけですが、この簡裁を相川から佐和田に移すわけですから、相当地元で問題があつたと思う

○秋山長造君　いままであつた相川町の庁舎と今

度の佐和田町にできる庁舎との直線距離はどのく



御承知のとおり、いま川島調査部長からお話をあ  
りましたとおり、当初に設けられましたときに  
は、終戦直後の非常に混乱した時代でもあり、ま  
た交通その他の非常に不便な時代でございまし  
た。そこで、大体警察署一つないし二つぐらいを  
基準にして全国に設けるということで、非常に数  
多くのものが設けられたわけでございます。從来  
の区裁判所がありましたがところは、むしろ先ほど  
申し上げました支部という形に大体なりまして、  
そしてそのほかにつまり数多くまんべんなく簡易  
裁判所を配置する、こういう考え方であったよう  
でございます。しかしながら、それにつきまし  
て、その後いろいろな面からそれに対する批判も  
出ておることは確かでございます。で一面では、  
簡易裁判所の手續をもつともっと簡易にして、ほ  
んとうに国民がかけ込みやすいようにする、そ  
ういう方向でひとつ検討すべきだという御意見もござ  
ります。それから他面では、交通その他がだん  
だん便利になつてまいりましたので、むしろ、そ  
う教多く置くよりは、ある程度集約的に置いたほ  
うがこれは便利な面もあるのじゃないか。端的に  
申し上げまして、東京都内のような場合でも、新  
宿簡裁というものがございますが、これは新宿の  
駅からはだいぶ離れておりまして、むしろそうい  
う新宿簡裁に行くよりは日比谷へ来たほうが便利  
だという面も確かにあるわけでございます。こと  
に弁護士会などでは、弁護士さんのおいでになら  
ない簡易裁判所というのがたくさんござりますの  
で、そういう点からも、一つの整理統合問題とい  
うのが出ておるわけでございます。これまた、御  
承知のとおり、先般内閣に設けられまして、ここ  
においてになります鶴田委員等もいろいろ御尽力  
いたしました調査会では、簡易裁判所の整理統  
合問題が一つ取り上げられておるわけでございま  
す。ただ、むろん明確な形にという完全な答  
えが出ておるわけではございませんが、一つの方  
向が出ておるというような意味もあるわけでござ  
います。そういう点いろいろ問題がございま  
して、一方では手続面から、一方ではそういう配

置の面から、まあさらにはいろいろ裁判官の問題  
等も含めまして現在検討いたしておりますというの  
が実情でございます。

○秋山長造君 そうしますと、将来の方向として  
は、簡易裁判所は整理される、減っていく方向で  
ございます。しかしながら、なるべくたくさん置  
く。それには、無制限に置けないから、大体警察  
一つか二つ単位に置けばいいかげんな数になるの  
ではないかという考え方であろうかと思います。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これま  
た、私どものほうの裁判所の立場とそれから内閣  
なり国会で政策としておきめになる立場とからむ  
問題でございますから、輕々には結論の出せない  
問題であると思います。私どもの立場といたしま  
しては、少なくともこれ以上ふやす必要はない  
と思いますが、それは何ですか、民衆に対するサービス  
にいまのところ考えておるわけでございます。  
○秋山長造君 これはまあ、最初は警察署でとぐ  
らいに設けるという方針でやられたということな  
のですが、それは何ですか、民衆に対するサービス  
のところが主なんですか、それとも警察署に對  
するサービスということが主なんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 警察署一  
所の裁判官の総定員は七百三十四名でございま  
して、現在若干の欠員がございますが、これは間も  
なく埋まりまして、大体七百人くらいと考えてい  
ただいてよろしいわけでございます。そして、い  
ま申し上げましたように約五百七十ござりますか  
ら、平均いたしますすれば一院に一人と、こういう  
計算になるわけでございますけれども、これは御  
承知のとおり、非常に大きな簡易裁判所、たとえ  
ば東京とか大阪というものがござります。で、東  
京の場合は、東京簡裁以外に新宿とか渋谷とか  
分散いたしておりますから、東京自体の定員は二  
十数名でござりますが、大阪などではほとんど大  
阪簡易裁判所に集中しておりますために三十数名  
の定員ということになっております。そういう関  
係で、結局全部の裁判所になまに一人ずつ配置す  
るということができませんで、いわゆる総合配  
置、すなわち二院に一人、こういうような置き方  
をしておるところも若干あるわけでございます。  
○秋山長造君 一院に一人といいますと、常駐し  
ていいわけですね。事件を持ち込まれた場合に  
出張していくわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、  
常駐と申しますか、いずれにいたしましても非常  
に近接したところでござりますから、官舎の都合  
で甲地に居住はしておる。しかし、大体はつきり事  
前に決定いたしまして、つまりAの裁判所には月  
水金に行くとか、それからBの裁判所には火木土  
に行いくと、これをたてまえにすると、しかし臨時緊  
急の場合にはそれ以外の日にも行くと、こういう  
思いますが、しかしながら、御承知のとおり、民  
事事件もやるわけでございますし、ことに調停事  
件というのも相当やるわけでございまして、そ  
ういう面では警察とは関係ないわけでございま  
して、交通も不便であるし、なるべくたくさん置  
く。それには、無制限に置けないから、大体警察  
一つか二つ単位に置けばいいかげんな数になるの  
ではないかという考え方であろうかと思います。  
○秋山長造君 簡裁には裁判官というものは何人  
おられるですか、大体一人くらいですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 簡易裁判  
所の裁判官の総定員は七百三十四名でございま  
して、現在若干の欠員がございますが、これは間も  
なく埋まりまして、大体七百人くらいと考えてい  
ただいてよろしいわけでございます。そして、い  
ま申し上げましたように約五百七十ござりますか  
ら、平均いたしますすれば一院に一人と、こういう  
計算になるわけでございますけれども、これは御  
承知のとおり、非常に大きな簡易裁判所、たとえ  
ば東京とか大阪というものがござります。で、東  
京の場合は、東京簡裁以外に新宿とか渋谷とか  
分散いたしておりますから、東京自体の定員は二  
十数名でござりますが、大阪などではほとんど大  
阪簡易裁判所に集中してありますために三十数名  
の定員ということになっております。そういう関  
係で、結局全部の裁判所になまに一人ずつ配置す  
るということができませんで、いわゆる総合配  
置、すなわち二院に一人、こういうような置き方  
をしておるところも若干あるわけでございます。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、  
半分強ということになろうかと思ひます。六対  
四、つまりいま申し上げました特別選考の方が大  
体六割程度、それから普通の判事補等からなって  
きますものが四割程度、大体概数はそういうこと  
でござります。

○秋山長造君 その特任判事というのは、七百三  
十四名の総定員の中でどのくらいおるのでですか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 大体まあ

自分の事件を、簡裁へ持ち込もうと、あるいは地裁支部へ持ち込もうと、あるいは地裁へ直接持ち込もうと、これは自由なんですか。

○最高検半所長官代理者(吉田法郎君) これに基  
本的には、地方裁判所の管轄の事件、簡易裁判所  
の管轄の事件というものがきまっておるわけでござ  
ります。民事で申し上げますと、十万円という

○秋山長造君 ものを境にいたしまして、十萬円以下のものは簡易裁判所、それから十萬円をこえますものは地方裁判所、それからむろん行政事件等は地方裁判所でござります。それから本部と支部の関係は、これはいわば内部的な事務分配ということでござりますので、そう厳格な意味の権限の分配ではございませんが、まあ大体地理的に区分けされているということになるわけでござります。  
そういうのは地方裁判所なんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは民事事件と刑事案件で若干違つております、民事事件のほうは、簡易裁判所の事件を控訴いたしましたと地方裁判所に参りまして、それからそれを上告いたしますと高等裁判所へ行くわけでござります。そして、ただその高等裁判所の判決に対し特に憲法問題等について不服があります場合に、最終的に最高裁判所に行くと、こういうヨースでございます。それに対しまして刑事案件のほうは、簡易裁判所の事件の控訴審が高等裁判所ということになります。そして上告は最高裁判所でござります。

○秋山長造君 それはどういう事情でそういうことになったのですか、民事と刑事とそういうふうに違うのは。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) これも立法院でござりますので、あるいは法務省のほうからお話をいただいたほうがいいかとも思います。が、私どもの理解いたしておりますところでは、手続構造が若干違うわけでございます。民事事件につきましては、いわゆる続審という形がとられておりますと、簡易裁判所の事件の続きを控訴審

うようなお話をあつたと思うのですが、一体何ですか、全国の裁判所を概観して、あなたのほうで進めておられる施設の整備計画に基づいてやつてこらへるごとよおせしと、本、まとま

●最高裁判所長官代理者(岩野徹君)　ただいま、まあ時間をかけておりますと、だんだんその一年一月おられるのです。とにかくも力強くしまさーと進捗率何%ぐらいになつておりますか。

年ずつまた古くなっていくという状況がございま  
すが、現在、昭和二十一年までに建てました建物  
を改築するのに、あと五年ないし七年ということ  
で昭和二十二年までのものは全部改築できる予定  
でございます。その後――三十三年以後三十年ま  
でぐらいの建物の中には、戦後取り急いで建てま  
したために直ちに早急に改築しなければならない  
部分もございます。で、ひつくるめて申し上げま  
すと、老朽の庁舎及び戦後のバラック関係の庁舎  
というようなものを改築するには、二十二年まで

で五年ないし七年でございますので、あと二、三年をプラスいたしますと戦後に急造した建物はほぼ改築できる予定でございます。ただ、物価の高騰その他がござりますので、昭和四十三年度の營繕費関係の予算は、最高裁判所の敷地買収費を含めまして約四十億でございますが、このベースで物価スライドを加味した予算が計上されていきますと、五年ないし七年の間で一応の第一次の計画は終わる予定でございます。

○秋山長造君 簡裁はこれ戦後の新しい裁判所ですからね、だから二十二年まではなかつた。で、その建物設備とか、うものは大本どう、うものはを

○最高裁判所長官代理者(岩野徵君) 簡易裁判所につきましては、戦後木造モルタルが多くございまが、各地に建築してまいりまして、現在まだ借り上げ 庁舎で仕事をしておるような状況の 庁舎が十数カ 庁残っております。これは、そのうちすでに四十三年度中にできますのが五カ 庁ございますが、今後毎年二、三カ 庁ないし数カ 庁ずつは簡易裁判所の場合は新築をいたしていく状況でござります。もちろん、先ほど申しましたように、職

後の建物でございますので、三十年代までの間に建てられております簡易裁判所の建物は順次老朽、それもだめになつておりますので、改築をしてまいります。

○秋山長造君　あの昔の区裁判所ですね、区裁判所のあとは大体地方裁判所の支所が入つておると思つたらしいのですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 昔の区裁判所の建物には全部簡易裁判所が同時に設置されておりますので、昔の区裁判所の建物の中には地方裁判所の支部と簡易裁判所と家庭裁判所の支部とが同居いたしております。それで、ただいま独立の簡易裁判所庁舎は戦後建ててまいったということになるわけでございます。

○秋山長造君 もう一、二点承りますが、人事局長見えてますか。——ちょっとこの機会に、裁判所書記官というのがありますね。裁判所書記官

りうのと、それから裁判所事務官というのがあるりますね。これはどう違うんですかということと、それから、何か話に聞くと、書記官というのではなくなかな資格なんかがきびしいようとして、なかなか俗に言う格が非常に高いんだそうですね。たとえば俸給なんかについても、特別調整額ですか、そういうものが相当ついている。まあ比較的裁判所の職員としては優遇されている。ところが数から言うと事務官のほうが非常に多いんですねが、似たような仕事をしておると外部から見ると見えるんですけど、にもかかわらず、事務官のほうはそういう特別調整額といふようなものがついていないんで、給与の面等でも非常に低いようですね。それから一つは、書記官のほうはいよいよ将来試験を受けて判事になるとか、あるいはずは何年かの実績があればそれで判事補かなんかになるとかいうような昇進の道を開けている。ところが事務官のほうは、これはもうどこまで行つても事務官で、上には一步も行く道はないといふようなことをよく聞くんですが、そこらの関係、それからあなたのほうとしては、そういう給与、身分、それからあるいは将来の星

進の見込みというよなことについて何かお考え  
があれば承つておきたいと思う。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 大ざっぱに申し上げますと、裁判所書記官は公判の立ち会いというように戦闘そのものに直接密接した仕事をしておるわけでございます。裁判所事務官は行政事務に関する事柄をいたしておるというのがまあ大ざっぱな分け方であるわけでございます。裁判所書記官につきまして俸給の特別調整額が支給されておりることは、ただいま秋山委員からお話をありましたとおりでございます。これは要するに、裁判所法の改正に伴いまして、裁判所書記官が、裁判そのものに關する仕事をやつておるばかりに、法令とか判例の調査等をいたしまして裁判官を補助する、そういう仕事をいたしております。関係で特別調整といいうものがなされている、その関係で待遇がよろしいということになるわけでございます。一般の裁判所事務官といたしましては、これは職務内容が一般の政府職員のいわゆる行(一)の俸給表の適用を受ける職員の場合と対比いたしました場合に、裁判所書記官と比較しまして特殊性といいうものが比較的薄い、その関係で裁判所書記官とは別個の給与といふことに相なつておるわけでございます。しかしながら、ただいま秋山委員からお話をございましたところによりますと、書記官と事務官とは将来の上に行く道が違うのではないかといいうような御心配をおつしやつておいでになつたわけでございますが、これはそうではございません。簡易裁判所判事になります者につきましては、書記官からも事務官からも平等にむずかしい試験を受けまして、その試験をパスしてなつておられるわけでございます。毎年簡易裁判所判事の特別選考というのがございまして、それには書記官からも事務官からも平等の機会が与えられますと、今度はさらに簡易裁判所裁判官選考委員会の非常にむずかしい口述試問を受けました上で、大体受験者の一部程度が合格をするわけでござりますと、今度はさらに簡易裁判所裁判官選考委員会の非常にむずかしい口述試問を受けました

ござります。その比率からいたしますと、これはおのずから書記官のほうが若干、法律関係に日々接しております関係か、合格率は書記官のほうが率としては高いようでございますが、しかしながら、もとより事務官からも相当の数がバスしておられます。行く道としては、全く平等な道を通って簡易裁判所判事になつて、こういうふうに御了承いただいております。

○秋山長造君　書記官から特別な試験を受けて判事になるということになりますが、そういう特別な試験を受けないで書記官という身分のままでいくとすれば、それはすっとのぼつていつてどういう役になるのですか、書記官というのは。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君)　簡易裁判所の試験でなくて、普通書記官として上に行くということになりますれば、高等裁判所にも地方裁判所にも家庭裁判所にも首席書記官というのがおられます。その首席書記官が一番上のポストというよう御理解いただいてもいいのじやないかと思うのであります。

○秋山長造君　失礼ですけれども、あなた方はどこの身分なんですか、判事ですか。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君)　これは私どもの総務局長のほうからお答え申し上げるべきことかもしませんが、先ほどお話をございました下級裁判所の裁判官でございまして、それが人事局長に充てられているわけでございます。

○秋山長造君　そうすると、裁判所事務官というの、もう最高が地方裁判所なり簡易裁判所の事務局長ということですね。もうそれ以上はないんですか。

官から最高裁判所の事務総局の課長におなりになつてゐる方もあるわけでござります。

○秋山長造君 地裁の事務局長というのは、これは事務官だけですか、書記官もなるのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 御承知のように、一人の人物で裁判所事務官でもあり書記官でもあるという者があるわけでございまして、書記官の実務経験を十分経た者が事務局長にもなるという場合は多々あるわけでございます。

○秋山長造君 いいです。

○亀田得治君 今度相川の簡易裁判所を移すわけですが、新しい裁判所の建設費用並びに敷地の獲得、これは全部寄付などはなしにまかなわれておるわけでしょうか。

それと、今度相川のほうがあくわけですが、それはどういうふうに処理されるか、その一点だけちょっとお伺いをしておきます。

○最高裁判所長官代理者(若野徹君) 御指摘のとおり、地元の寄付は受けないで、全部裁判所に計上されました予算で処理する考え方でございます。もちろん敷地及び庁舎建設費用とともに予算に計上されておりますが、宿舎費用等の関係ではそちらの予算で処理いたしますが、本年度間に合わなくして、あるいは来年度で処理する分も多少は残るかと思いますが、一切寄付は受けない考え方でござります。

それから、旧相川町におきます庁舎及びその敷地は、これは裁判所としては一応不用になりますので、場合によっては交換財源に使いますが、そうでなければ財務局に引き継ぐということになる予定でございます。

○亀田得治君 それから関連して聞いておきますが、古い庁舎を建てかえるということが順次行なわれておるわけですが、最も大きいのは最高裁判所で、それから大阪等でも建てかえる。こうなつておるのでですが、これは古い建物をこわしてしまうのか、あるいはやはりその当時の一つの建築というものを代表的なものは残していくのだと、いう考え方がとられておるのか。私は、何も古い

裁判所のいかめしい姿をいいというわけじゃないですけれども、しかしこれはやはり別の角度から検討する必要のある問題だと考えております。それは確かに不便ですから、そんなものは全部一掃して、新しい近代的なものをつくりあげたまうがいいのだということも、これは当然原則にはなろうと思いますが、どうもそれだけで全部処理してしまうということは、やはり多少間違っているのじゃないかというふうにも思うんです。これは何も裁判所だけじゃない、いろいろな建築物について言えるわけですが、裁判所としてはどういう考え方を持っておるのか、ちょっと関連して聞いておきたい。

くない建物だということが建築家等によって言わ  
れておりますことと同時に、亀裂等も生じております  
まことに、周囲に地下鉄等が動くようになります  
ために、敷地の強度等についてもある程度心配が  
あるような状況でございますのと、東京では高等  
裁判所、地方裁判所等で相当広い面積の建物を建  
てなければなりませんし、場所的に他の場所に移  
すということも困難な事情がござりますので、現  
在の最高裁の庁舎も取りこわさざるを得ないかと  
思ひます。それで、たゞ札幌につきましては、こ  
れは現在の高裁の庁舎等をいわば代替地として提  
供して別の土地に建てようというふうに考えてお  
ります。それから大阪の問題も、できるだけ裁判  
所としては、あの建物一大正年代の建物でござ  
いますが、これを保存することができるようにな  
らう意味で、庁舎建設の敷地の代替地を求めるた  
めにずいぶん尽力いたしましたけれども、大阪高  
裁、地裁の合同庁舎を建てます新たな敷地を入  
手することができなかつたために、現在の敷地に  
建てざるを得ないという状況になつておるわけで  
ござります。結局は、新たな敷地、裁判所を建設  
するにあわしい新たな敷地が得られますと、そ  
こへ建てることができるわけでございますが、結  
局は敷地の入手難とからみまして、場所によつて  
は取りこわさざるを得ないという状況になるわけ  
でござります。

○亀田得治君　あまり古い建物の保存というよ  
うなことは考へておられぬような印象だね。これは  
別個にひとつ論議すべき問題だと思いますが、私  
たちが社会主義国などを回つてみると、その  
点は非常に違うのですね、資本主義国と。ともか  
く資本主義国においては、能率のあがらぬものは  
みんなこわしていく、こういうことがあらゆる面  
で行なわれておるわけですね。そういうことを  
やつていると、これは人間の気持ちまで破壊され  
てしまうわけで、よほど検討しなければいかぬで  
す。それはベルリンあたりでも、非常な破壊され  
たところなんですが、あそこのベルリン・オペラ  
などでも、昔の状態を再現するために非常なやは  
り力を入れて金をかけているのですね。中はもち  
ろん相当便利にしておるのでしょう。だから、い  
まここで結論を出すわけじゃありませんが、さつ  
じやなしに、これはもっと大きな目で検討しなけ  
れば私はいかぬ問題だと思っております。まあ意  
見にしておきます。

それから、関連しまして、前回お聞きした公務  
災害のことについて若干聞いておきたいと思うの  
です。裁判所職員の公務災害ですね。皆さんのは  
うからすでに資料はいただきまして、非常に詳し  
い資料でして、私も拝見しましたが、一応、全部  
についていろいろ質問する時間もありませんか  
ら、そのうちのおもな点ですね、特にこの東京地  
裁の二十一名の関係、この点に集約してお尋ねを  
しておきたいと思うんです。これを持見しますと  
ね、この番号で言うと三十七から五十七に当たる  
ようですが、病気が発生してから、発病時から地  
裁が受理するまで非常に長い時間が経過してい  
るんですね。たとえば三十八の人ですと三十六年の  
十月二十六日、それから四十四番の人ですと三十  
六年の四月二十日ですね、このときに発病してい  
て、地方裁判所が受理したのが四十一年の十一  
月十四日と、これはちょっとあまりにも期間があ  
き過ぎておるわけですね。受理などといふものは  
もつと早くやつもらつていいくんじやないかとい  
うふうに思うんですが、これはどういうことなん  
でしょうね。ことに私がこの点、非常にこの部分  
だけが特におくれている印象を受けましたので、  
いろいろ調べてみると、四十年の十一月末に地  
方裁判所に對してこの関係の諸君が上申書を出し  
たようですね。そういう上申書を出して、まあ早  
く促進をしてくれということで出したのだと思いま  
ますが、それでもそれから一年経過してようやく  
四十一年十一月十四日になつてその案件を受理し  
た。これはあまりにもおそ過ぎるように思ふんで  
すが、どうなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) この発病年月日は、地裁におきまして本人がこの年月日ごろからこういうようないろいろな症状を呈してきましたというよう申し述べておる年月日であるわけでございまして、実際のこの地裁からの最高裁判に対する報告というものは、要するに定期健康診断——これは速記官、タイピスト等について特別に行なつた定期健康診断でございますが、その結果に基づきまして、非常に症状が苦しいというように本人が言い、また医師のほうもそういうようにしばらく軽業つけたほうがいいだらうという者につきまして、地方裁判所のほうでそういうようになります。したがいまして、たとえば三十七年ころに発病したというと、そのことが東京地裁で直ちにそれを取り上げてそして措置をしたということではございませんで、要するに相なるわけでござります。したがいまして、たとえは三十七年ころに発病したというと、そのことは本人の上申、それから医師の診断等に基づいて軽業なら軽業つけたと、そうしてそれでそれについて報告があつたというのがこの四十一年の十一月と、こういうよう御理解いただければよろしいのではないかと存するわけでござります。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 私のほうでござります。で、その上で最高裁のはうへ報告してくるわけでござります。で、その報告してまいりましたのが、四十一年十一月十四日に二十一人につきまして全部まとめて報告してまいったと、こういうことになるわけでございまして、これが最高裁判所として受理した年月日、こういうことに相なるわけでござります。

○亀田得治君 この受理というのは、最高裁のことですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) さようでございます。

○亀田得治君 では、それはそれでよろしいがね、たとえば三十八番の一例をとつてみますと、一体この人はいつ地方裁判所に対して自分の故障というものを訴えたわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) この事案につきまして、東京地裁のほうでいつから調査を始めているかということについては、ただいまここに手持ちの資料がございませんので、しかと申し上げかねるわけではござりますけれども、要するに、東京地裁のほうでこの本人につきまして調べいたしましてそうして最高裁のほうへ報告してまいったのが四十一年十一月十四日でございました、で、ここに参つております書面、すなわち十一月十四日に東京地裁のほうから報告してまいつた書面についております書類の中に、三十六年十一月二十六日から悪かったという記載があるわけでございます。そういうような趣旨に御了承いただければと存するわけでござります。

○亀田得治君 四十年の十一月末に、早く受理してもらいたいという上申書がこの人たちから出ていたしませんが、地裁のほうから報告があれは、最高裁判所では、それを却下するとか、受理したのが。

を拒むとかいうことはないわけでござります。地  
裁のほうから報告があれば、そのまま最高裁のほう  
うとしては受理するわけでございます。ですか  
ら、最高裁のほうといたしまして、その受理を拒  
むとか、いやがるというようなことは、もう手続  
上も全然ない、こういうよう御承知いただけれ  
ばと存する次第でござります。

○鶴田治君 私が調べたことは、ともかくな  
かなか受理自体をしてくれないので、四十年十一  
月末に上申書を関係者が提出したというわけです  
ね。ところが、それからでも受理自体をしてくれ  
るのに約一年間かかることがありますね。なぜなら  
です。だから、どうもあまり受理したがらぬの  
じやないか、そういうふうに感じるわけですが  
ね。そういうことはないでしょうか。

○鶴田得治君 私の言うのは、この受理というの  
は、あなたの言うのは最高裁の受理かもしらぬ  
が、そうではないに、地方裁判所なら地方裁判所  
がそういう進達を最高裁のほうにしようといふよ

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) それは、  
地裁のほういたしましては、完全な、何とい  
ますか、トンネルではないと思います。一応は、  
そのような職員から申し立てがありますと、その  
職員の病気の状況等につきまして調査をいたしま  
して、その調査につきましては、これはもちろん  
それが徹底的にやれるかどうかということは全然  
別問題いたしまして、一応調査いたしまして、  
最高裁のほうに報告してまいる、こういうことに  
なるわけでございます。したがいまして、本人か  
ら申し立てがあつてから最高裁のほうに報告する  
までに日時があるということは、考えられること

から申し上げているのは、受理ということばの食い違いで多少手間がかかりました。本人が裁判所で皆と一緒に仕事をしているわけとして、そんなにいいかけんな申し立てはできるものではないですよ。みな知っているのですから、どういう状態かということは、それであれば、本人の申し立てがあつて一年間もかからぬとその職場の長が最高裁のほうに取り次がぬというようなことは、私はちょっとといけないと思うのですがね、そういうことは。

○最高裁判所長官代理人(矢崎憲正君) たとえば、三十六年に発病したということが、これがそのままのとき申し立てがあつたというわけではございませんので、要するにこの関係の書類について調査いたしませんと判然といたしませんが、東京地裁のほうに本人からそういう申し立てがあつたといふのは、これはこの発病後の年月日とは別なわけですね。これはこのときのところに食い違いがあるでございまして、そのところに食い違いがあるのではないかと存じます。

○亀田得治君 だから、私さつきから申し上げてるのは、四十年十一月末に上申書を出しておるわけです、あまりにも受理をしてもらえぬので。出した先は地裁であるか最高裁であるか、ちょっとそこまで調べるのは抜かっておりましたが、いずれにしてもそういう意思表示を書面によつてやつておるということは、それは私はもう、三十六年の十月二十六日のには、これはこだわりません。こだわらぬけれども、職場においてどういう人が、速記なりいろいろなことで腱鞘炎の疑いがあるとか、ぐあいが悪いとか、こういうことはおよそわかつてくるわけですよ。そうしないいかけんなことは言えるものじゃないし、そういう状態になれば、それは遠からず意思表示を何らかの形でおるはずなんですよ。三十六年十月二十六日よりはあるいは相当おくれておるかもしれないが、ずっと経過を見ますと、それから一年もたつてようやく受理、これは私はおかしいと思う

のです。こういうのは、もっと気軽に受け取つてやる。何も受理といつものによって決定するわけじゃないでしよう。地裁の責任者がその書類を最高裁に取り次ぐ、これはもう形式的にあなたのほうへうは受け取ると、こう言つておるのでしよう。だから、地裁のほうが決意すれば、それは受理みたいなものですよ。だから、地裁の決意がおそ過ぎるじゃないかと。その判断する機関でもないものが、本人が支障があると言つておるのに、長いこと、これは上のほうに上げていいか悪いかといふことを、そんなことを検討しておるということは私は適切じゃないと思うのですよ、これは。そういうことをするから、非常にこうおくれておるのです。これの受理が四十一年十一月十四日で、それから現在まだ最高裁の認定が出ておらぬわけでしょうね。受理後においても、最高裁でいまだに結論が出ない。これはどういう事情でこんなに長くかかるのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 地裁のほう  
ういたしまして、本人から申し立てがございま  
すと、先ほど申し上げましたように、完全なトソ  
ネルではなくて、相当程度、その職務の繁閑、そ

これから病状等について調べまして、そうして最高裁判のほうへ送つてくる、こういうことになるわけでございまして、その手続等につきましてあまり長くかかるようなものがあつたとすれば、これはできるだけ早く手続が行なわれるようにないたいと存するわけでございますが、問題の一休どうしてそんなにこの期間がかかるかという点についてが、一番むずかしい問題だらうと存するわけでございます。特に、この書類の疑いとか、頸肩腕症候群とか、それから斜角筋症候群といふような病氣につきましては、非常にこれはむづかしい問題がございます。たとえて申し上げますと、頸肩腕障害ということで報告があつたものにつきましても、同じ一人の人に対しまして、ある医師

板ヘルニアであるというような診断にもなりますし、また同じ人に対しまして、頸椎変形性脊髄症とありますのが頸肩腕症候群というものに認定が変わつたりいたしてまいるわけでござります。一つの疾病に対しましていろんな病名が付されておりまして、そしてその疾病が一体はたして公務に起因することが明らかなものであるかどうかということについて非常にむずかしい問題がござります。したがいまして、医学的に十分な資料を整えました上で専門医の意見を求めなければなりませんし、また職場環境とか勤務状況などにつきましても調査を行なわなければなりませんし、まいりいろいろと頸肩腕症候群とか斜角筋症候群といふのにつきましては全く頭を悩ましている。これがはつきり公務に起因しているものであるということが医学的に証明されると、私ども非常にやりやすいわけなんでございますけれども、実情はそうではない、こういうことで、非常に頭を悩ましておるというのが現状であるわけでござります。

○亀田得治君 まあともかく、速記なり、タイプなり、こういう関係の方に障害の事実というものがこれは発生しているわけなんですね、発生しておる。そういう人たちには、そういう状態のままでは、何かこう気分的にもすぐれない、そういう状態でずっとやっているわけですね。だから、早く私は結論を出して、その手当ができるようにしてやる義務があると思うんですよ。何も医学はこまかい微妙なことまですべてきちんと右から左割り出せるような状態になつておらぬわけでしょう、実際に社会的にいろんな公害なり起きましてもいろんな意見が出るんですから。ところが、そういうことと同じやり方で、実際に障害があつて困つてているのに、こまかい検討をされておるということは、どうも実情に沿わぬよう思ふ。実際にそういう人たちはどうしておるかと聞くと、そういうことをやつたり、あるいは人にきますと、やはり自分たちのわずかな給料の中から、はりとかぎゅう、マッサージ、こういうものにやつぱり一回行くと五百円余り取られるようですよ。そういうことをやつたり、あるいは人に

るようにならぬのですから。私は職場を明瞭にする意味において、非常に大事なことだと思うのです。そんな職員に関係のないことを、へ理屈をつけていろいろなことをできるものじゃないですよ。私が最初申し上げたように、みんな衆人環視の中でやっているのですから。だからもし、規則等において、あるいは標準をきめているそういう規則等においてまずい点があれば、それをもつと変えてもらおうようにするなり、だからともかくこういうへビのなま殺しのような状態で七年も八年も引っぱつておくといふことは、これは私はよくないと思うのです。だから、その点をひとつ何とかもつとできませんかね。規則に何か多少不備な点があるようなことを言わされましたがね。早く認定するについて、大まかに認定するについて。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 規則に不備があるというように申し上げているわけでは決してないのでございまして、要するに、その疾病と公務との間に相当因果関係があるかどうかを認めることができ非常にむずかしいんだという苦衷を龜田委員に訴えたわけでございます。要するに、同じ人に対しまして、あるいは書症の疑いという診断があつたかと思うと、頸椎変形性脊髄症、またそれに対して頸肩腕症候群というような診断が出てまいりまして、それがやはり公務との間に相当因果関係があるかどうかかといふことになりますと、何ぶんわれわれしろうとでございますし、医学上の診断というものを重んじてきめていかなければならぬ。そういうことになりますと、なかなかそこにむづかしくて時間がかかる、申しあげないと考へておられるわけでございます。しかし、もちろん、龜田委員御指摘のとおり、できるだけこれは早く促進して結論を出さねばならないというふうに存じてはいるわけでございます。

○亀田得治君 それは医者によつて症状についての見方の違ひというものがあるんでしようが、しきしきそういう症状のこと自体ははつきりして

おるわけですからね。それで本人が不愉快な状態の名前のつけ方によつて、取り上げられたり、上げられなかつたり、そういうことはちょっとぐあいが悪いと思うのですがね。その医者なんかも、これはどうなんですか。いろんな人が見ると、二つ出る、結論の違つたやつが。そのいいほうをとつてやつていいんじゃないですか、いいほうを。障害の事実があるということにもつと重きを置いて考えてやつてほしいということですよ。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 亀田委員のおつしゃること十分によくわかるんでございますけれども、病気とそれから公務との間にやはり因果関係がなければならない。それは大岡裁判に踏み切るか踏み切らなければなかなかむずかしいです。しかしながら、できるだけ早くどちらかに結論をつけなければならぬというようには存じてはいるわけでございます。で、ある医師からこうとう結論が出てきたという場合に、その医師の言うことだけを取り上げるわけにもいかない。そうなりますと、私ども組合の人たちにもよく言うのでござりますけれども、われわれが病気になって、そしてこのお医者さん、あるいはこの病院ならば、入つて手術を受けたって何しろたつて、まあかりに悪い結果が出たつて満足できるというような、病院のお医者さんの診断といふこともやはり重んじなきいかんのじやなからうか。そういうような立場から考えてまいりますと、必ずしも、こうという結論が得出た、その一人だけのお医者さんの御意見に従うわけにもいかない。そのところに非常にむずかしいところがあるのでございまして、亀田委員の御指摘並びに御意見、これは十分わかるのでございますけれども、私どものほうにもそういうむずかしい問題があるが、鋭意やつてゐるということは御理解いただければと思うわけでございます。

いにきめているのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 必ずしもそうではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、できるだけ社会的にも一般の人からもこの病院のお医者さんならというようなお医者さんにお願いして、その症状について判断していただくというような方針はとつておるわけでございます。

○亀田得治君 それは最高裁のほうは、そういう医学的なことについてこれはしろうとなんですかね。しろうとの人が、あなた、ここの病院ならというのは、それはおかしいですわ。それはあなた、病院を構成しているのは一人一人の医者の腕ですからね、広告だけであなたわかるものじやないですよ。全然無名の人がイタイタイ病をあいうふうにしてちゃんと研究され、突きとめるという場合もありますしね。それはあなた、そんなこと言うのは、三つの病院ということを私は聞いているのだけれども、それ以外の医者に対するそれは侮辱ですかね、あなた、実際のところ。医者がうその診断をすれば、それ相当の処置があるわけですからね。だから、私はやはりそれは平等に見なければいかぬと思うのですよ、平等に、どこから来ても。やはりこういう職業病というものについて、こういうことが何とかたとえ一人といえども早くなくしていかなければならぬというような熱意を持つて研究しますからね、一般の医者にもわからないようなやはり業績も出てくると思うのですよ。たとえば、あなた、ああいうイタイタイ病なんか一つの例。あるいはまた、農薬の被害の問題などは、やはり特殊な長野県の佐久の病院の病院長なんかが非常に研究して、現在では非常な権威とされておりますがね。そういうものなんですからね。だから、しろうとが、これとこれとの病院と、それ以外だめだ、これではやはり患者は納得いかぬわけです。ある一つの、三つ以外のところにかかるおつて、そうしてこの先生からはこういうふうに言われて本人が納得してい

る——りっぱな医者は病人も納得させますわいな。そういうものは相手にもせぬというようなどころがどうもあるらしいしね。そんなあまりかた

いこと言わずに、専門家がびちっとやつてきたら、なるほどこれはよく調べてくれたというふうにあなた感謝する気持ちで、それを予算の上にちやんとめめて、そして早くあなた手当としてやるというのが、私は最高裁の方やと思うんでですがね。この診断書がずいぶんもめているようですがね。診断書についても、もつとゆとりある考案を私は持つべきだと思います。そうせぬと、三つの病院と最高裁が何か通じておつてね、もう予算があまり少なくなる場合にはもつと厳重にしてくれとか、そういう印象を与えることは、はなはだまずい。これは専門家ですから、うそのことをやれば处罚されるのですから。だから、そういう点をやれば運営上どうもこだわり過ぎていているよう

○亀田得治君 それが、認定がおくれるからそういうことになるのでしょうか。各省ともそうですが、何か裁判所だけ特にそいように聞くのですがね。ほかの府でもああいう腱鞘炎などあるわけ

○亀田得治君 それから、お出しになつたこの資料を見ますと、昭和四十三年度の公務災害補償費の予算が書いてあります。私が調べたところによると二百七十九万ですね。昨年より非常に減つておるわけです。これはどうしてこういうことになるんですか。一方ではそういう懸案のものがあるのに、前年度よりも百七十五万も予算が減る。説明してください。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 公務災害補償一般に対しましては非常に早く認定いたしてあるパーセントをかけて出していくということになつておりますので、そのパーセントをかけて出した金額でございます。で、一応幾ら幾らあるという実績を積み重ねた上で組んで出すという金額でない取り扱いでございます。したがって、そ

○亀田得治君 それでも、前年度百八万の不用額が出ておるわけですね。こういうことがやはり響いているのじゃないですか、響かぬのですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) それは不用額とは関係ございませんので、その年に計上する

員の御趣旨もくみまして、早く処理していきたい、こう存するわけでございます。

○亀田得治君 それじゃ、認定機関において公務災害を認定すれば、それに必要なものは全部予備費から出るたてまえになつておるということですか。従来予備費から出したことがありますか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) 従前は予備費から出したことはございません。というのは、

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 亀田委員から、三つの病院に限るべきじゃない、やはりこなつきから、御意見は大体了解してくれるというのだが、どうも結論が、そう大岡裁判のようにいつたりませんが、私調べたところによると二百七十九万ですね。昨年より非常に減つておるわけです。これはどうしてこういうことになるんですか。一方ではそういう懸案のものがあるのに、前年度よりも百七十五万も予算が減る。説明してください。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 公務災害補償一般に対しましては非常に早く認定いたしてあるパーセントをかけて出していくということになつておりますので、そのパーセントをかけて出した金額でございます。で、一応幾ら幾らあるという実績を積み重ねた上で組んで出すという金額でない取り扱いでございます。したがって、そ

○亀田得治君 それでも、前年度百八万の不用額が出ておるわけですね。こういうことがやはり響いているのじゃないですか、響かぬのですか。

○最高裁判所長官代理者(岩野徹君) それは不用額とは関係ございませんので、その年に計上する

人事費の何倍といいますか、非常に最近は昔に比べてその率がだんだん低下いたしておりますが、

一応各省庁統一的な比率によつて計上されている

についても、また職務の内容等についても、いろいろと調査することに相なりますので、所管の課いたしましてはもちろんあるわけございまして、一生懸命やっているわけございますけれども、若干日ちがおくれるということもありますから、存じます。できるだけすみやかに調査を進めていくよう指導はいたしたいと存する次第でござります。

○亀田得治君 いや、私のお聞きするのは、たとえばそういう健康問題についての職場の懇談会といふようなものを定期に聞くということであれば、非常に問題を出しやすいのですね。そういうふうになつてゐるのか、それとも、そういう懇談会とか、委員会とか、そんなものは一切やらないで、ともかく本人が言うてきたらそれを調べる、そういうことになつてゐるのか、どちらなんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) これは定時健康診断というものを行なっているわけでございます。たとえて申しますと、東京地裁にいたしまして、四十一年度では、速記官とかタイピスト、そういうよくな仕事に従事する者については、第一次検査、第二次検査を行ないまして——検査というのは、ここで申し上げると非常に詳しおものにわたりますので、説明は省かしていただきますけれども、非常に詳細な検査をいたしているわけでございます。四十二年度にも、定時の健康診断をいたしまして、予備調査としましては、C.M.I.、それから自覚症状調査といふのをやりまして、その次に第一次検査といたしまして、問診、それから体位変換による血圧の測定、それからエルゴグラフ、それから臨床検査をいたしまして、それから第二次にはもとむずかしい検査をいたしまして、その検査に基づいて出てきたデーターについて、もちろん本人の意見も聞くし、本人の述べることも十分聞いて調査して、そして人事局のほうでそれを十分に検討するというようないいように思いますがね、大体こう見当たほうがいいように思ひます。ただ、制度としてはそろはいわゆる「標準化」がつくっておらない。実際は気軽に行なわれているわけございまして、決して定期健康診断ではないわけございません。ただ、制度としてはそういうものはつくっておらない。実際は気軽に行なわれているのが実情でございます。

○亀田得治君 まあその辺のくふうももう少し詳しく聞いておるのでござります。だから、そういうのは裁判所側か

ら行なう検査ですね、裁判所側として。そうじやうのです。そうすれば、早期にやはりわかるわけですよ、早期に。そういうふうなことは一切しない、自分のほうから調べる、それで発見したらそつては、特にそういうことを配慮すべきだと思想うのです。そうすれば、早期にやはりわかるわけですから。だから、たとえば速記官とか、タイプとか、特にいろんな障害の起きやすい職場などに際問題にしていく、あるいはまた本人から特別な申し出が来たらそれを問題にしていく、その二つですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 制度としてそういうよい仕事の面でかりに自分に身体上の異常をつくつてないということは、そのとおりでございますけれども、しかしながら、いまの職員は、やはり仕事の面でかりに自分に身体上の異常をつくることがあります。たとえて申しますと、東京地裁にいたしまして、四十一年度では、速記官とかタイピスト、そういうよくな仕事に従事する者については、第一次検査、第二次検査を行ないまして——

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 管理といつても、上に立つて押えつけているとい

うような役じやございません、十分分めんどうを見

ているという上の役がござります。そういう人を見

通じて所管の人事課なら人事課にそういう申し出

を取り次ぐということは、これは気軽に行なわれ

ているわけございまして、決して定期健康診断

ではないわけございません。ただ、制度としてはそ

ういうものはつくつておらない。実際は気軽に行

なわれているのが実情でございます。

○亀田得治君 まあその辺のくふうももう少し

詳しく聞いておるのでござります。ただ、制度としてはそ

ういうものはつくつておらない。実際は気軽に行

なわれているのが実情でございます。

○委員長(北條鶴八君) 御異議ないと認めます。

○委員長(北條鶴八君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北條鶴八君) 御異議ないと認めます。

○委員長(北條鶴八君) お尋ねします。

○委員長(北條鶴八君) お尋ねします



それを切ったといふような場合には、はたして日本がそれに対し裁判権を行使するのが妥当かどうかかという問題はござりますけれども、法律のたてまえとしては、ただいま申し上げますように、世界じゅうどの地域で損壊行為が行なわれましても、処罰されるというたてまえになつておるわけでござります。

○梶原茂嘉君 そうすると、管轄権といいますか、これは複数的に競合しておると、こういうふうに考えていいわけですね。 その外国人が日本にやつてきたというような場合を想定しますと、まあ観念論でござりますが、日本裁判所で裁判ができるということになるわけでござります。

盟しているのは二十二カ国、新しい公海条約に加盟しているのは四十カ国、これは日本なんかも加盟するわけですから、これはちょっと数字は多少動くでしようけれども、連合条約に加盟している国が全部新条約に加盟した暁にはこの法律も一本になるわけですか。

じた場合、たまたまそのときには通信が行なわれておりませんでしたが、その瞬間あとで通信しようと思つても通じないのであらうというような状態になつた場合につきましては、第一条で処罰ができるだけでも、ただいま申します、傷はつけられどもまだ障害は生じない、しかしながらほっておきますと、たとえば海水がしみ込んで次

○根原芳樹君　表半上の管轄としないふうなことはどういうふうになるんですか。

○説明員(伊藤栄樹君)　ただいま申しますように、日本の刑罰法令と申しますのは、まず第一に

**C 説明員 伊藤栄作君** このような犯罪につきましては、世界じゅうの国の管轄権が競合しております。ふうに考えていただいてよろしいと思いまます。

この公海に関する条約に加盟しますと、海低電信線の損壊行為だけについて見ますと、連合条約罰則というものの存在理由はたいへんなくなるわけですね。ただ、連合条約罰則のほうは、公

第に腐食されて将来は障害されるかもしれないといふような場合につきましては、未遂罪として处罚をする必要があるわけでござります。この未遂罪を含めて、条約上の義務が果たせるというふう

原則として領海を含めまして日本国内で犯された場合に適用される。もう一つの原則は、日本人が犯した場合に適用される。その例外補充といったしまして、日本の船舶と申しますのは、日本の領土と同じに見られますから、日本の船舶が何か事故を起こしたというような場合には、日本国内で犯されたと同じような扱いを受けるわけでございます。その二つの原則の例外として、たとえばに金づくりでござりますとか、非常に凶悪な犯罪で

○秋山長造君 ちよつと、一二点。いまの実例がないのですから、いろんなこと言うても架空のことになるのですが、何ぶん海の底を通つておるわけですから、かりにどつかでこれ切れたとしても、だれがいつ切ったか、なかなか証拠がつかめぬ場合が多いのではないかと思うのです。いわんや、日本の警察や検察庁が船に乗つてついて回るわけにもまいらないし、アフリカの沖のほうのどついたままに切つた、とうとう事件起

○秋山長造君　この第一条にある海低バイプライ  
ン、海低高压電線と、こういうものについても実  
例はないですね。  
損壊以外に、たとえばブイを損壊してはいかぬと  
かいうようなこともありますので、その部  
分だけは残るのでございます。

○秋山長造君 故意にしろ過失にしろ、これに該当するような犯罪を犯すということは、どういう場合が予想されるのでしょうかね、実例はない。

○説明員(伊藤榮樹君) 実例があまりございませんが、まあ考えられることいたしましては、たとえば底びき網というようなもので引っかかる、まあ海団等にも書かれておるのに、そのあ

ござりますとかいうようなものは、世界の各国が  
だれが犯してもこれを処罰しようという気持ちで  
意思を同じくしておるものがあるわけでございま  
す。そういうものにつきましては、たとえば外国

○説明員(伊藤栄樹君) 仮定の議論になりますの  
係はどうなるのですか。どつかの利害関係国から  
何か通告でもあって、それに基づいて捜査を始め  
るのですか、どういうことになるのですか。

○説明員(伊藤栄蔵君)　海側高田電線につきましても、海低バイオラインについても、わが国に接続しておりますものが現在ございませんので、過去にもありませんでしたから、実例は全くないわけでございます。

○秋山長造君 最後に外務省へお尋ねしますが  
ね、この表で、連合条約の加盟国であつて新条約  
たりで漫然底ひき網を引いたために、弓ヶかけで  
ちぎってしまったというような場合が考え得るの  
ではないかと思います。

人が外国で犯しましても、日本の裁判所で裁判ができるというたてまえになっておるわけでござります。ちょうどこの御審議いただいております法案で担保しようとしておりますような行為は、

ですが、それぞれ海底電線等につきましては持ち主があるわけでございます。そこで、それが切斷をされたり、その他障害を受けますと、すぐに通信なら通信に障害を生じますから、いたんだとい

○秋山長造君　それから第三条の未遂罪ですね、未遂罪というのはどの程度の範囲を言うのですか。  
○説明員(伊藤栄樹君)　公海に関する条約の二十七条を見ますと、こういう行為を处罚することに

に加盟しない国が、主要な国にもちよいちよいあります。がね、これは、この点について何か異論があるということよりも、公海の範囲とかなんとかいうようなほかの点で異論があるために、この公

世界じゅうの国が条約で、だれかどこでこういうことをやつても悪いことだと、処罰すべきことだというふうにきめておる事柄でございますので、日本の裁判所で、外国人が外国で、あるいは公海で犯してござつたと、如何にもらへ

うことはすぐわかります。その場合に、どうもあの船がその近所を通つておったから、あの船のしわざではなかろうかというようなことになつてしまひりますと、たとえばその船が日本の船舶でござ

しようではないかといつております。その行為としまして、電気通信を中断しますは妨害することとなるような方法で海底電線を損壊する行為をいつておるわけでござります。ですから、通常な

海条約に加盟していないのですか、どういう事情ですか。

わが国の官憲が外国に乗り込んでその者を日本に連れてくるというわけにはまいりませんから、そういう意味で現実の裁判はできない場合が非常に多うございますけれども、たまたま何かの都合で罪を犯しました外国人が外国におります場合に、とも可能でございます。ただ、もちろん、その犯

しますと、電線を切られた国からわが国に通報があるだらうと思います。その通報に基づきまして、日本の海上保安庁なり、警察なり、あるいは検察庁が、その船舶の乗組み員、船長等を調べまして、刑事責任の有無を判断するという順序にならうかと思ひます。

いうことが、公海に関する条約に書いてございま  
す。そこで、御審議いただいております法案のほ  
うでは、第一条でもつて具体的に電気通信が妨害  
された場合、それから妨害の具体的な危険性が生  
じ、電気通信が妨害されことになるような方法  
で損壊——傷を与えさえすれば、たとえば切断に  
至らなくても処罰することにしようではないかと

一九五八年でござりますから、それから約十年かかるって今国会で御承認の手続をとったというふうに、慣習国際法を法典化したというのがこの条約の趣旨でござりますけれども、若干の点では、少し前向きの姿勢で立法的な要素も入っている。たとえば、この海底電線の問題がそうでございまして。そういうふうな点もあるのでございまます。



と、おおむね十一時ごろが施設側としてはできるだけ早い機会という時間のつくりできめたものである。なお、ただいまお話をございましたように、遠方の弁護人等もいるということ、もちろん施設側としては承知していたと思いますが、広島に在住の原田弁護士がいるわけでもござりますので、その辺のことは弁護団側のほうの内部でいろいろ調整をとつていただけのではないかといふことで、当日の十一時ということに連絡をしたのであると、このように理解をいたしております。

○鶴田得治君 それは理屈のつけようはいろいろありますよ。言えますけれども、それはともかく適当ではないのです、この計らいは。

それからもう一つ事務的なことをお聞きしておきますが、面会のやり方ですが、面会は約四十分面会できたそうです。ところが、面会室に弁護士が三人行っておるのに、いすが一つしか置いてないのですね。それは五分か十分の面会であればそれでいいかも知れぬが、それでも私は適切じゃないと思うのですよ。そういうことは、短時間で、いろいろな話をするわけですから、やはり落ちついて話ができるように当然これは配慮をすべきなんです。何で、いす一つでやるのでですか。自分たちは三名の弁護士と指定しておきながら、佐々木哲蔵さんだけ、いすにすわられたようですが、だが、それはどうですか、そんなことは私はおかしいと思うのですがね。いす二つ持ってきたつていいでしょ。それがあたりまえのことじやないです。

○政府委員(勝尾鏡三君) 三人面会に来られた

に、いすが一つしかなかったという点について、私そこまで報告を受けておりませんでしたが、三人来るのに対しても一人分しか、いすを用意していなかつたということありますならば、これは私のほうとして今後直ちにそういうことは是正させようとしています。おそらく、いわゆる面会といった場合、通常一対一の面会が多いもので、そこまで実は配慮が行き届かなかつたのではないかと思ひますので、この点は、私のほうで今

後十分注意いたしまして、そういうことのないようになつたと申します。うにいたしました。

○鶴田得治君 ともかく、一人来てくれというの

に三人来たという事案じやないんですからね。自分たちは三名と限定してきて、そうして、いす一つだと、そんなことはいかにも広島の刑務所の

当局者が、単独犯というものに対して片寄った考えを持つておる、そういうことのあらわれです。

○鶴田得治君 よ、これは。だから、はなはだ私は、これはもう單にやつぱりあらわれてくるわけですから、扱い方

なる事務的なこととして済ませねと思うんですね。偏見不公平、そういうことがこういうところに。まあ、そう思って、こういう事務的なことをお聞きしたわけです。

本論に入りますが、この吉岡との面会が終わ

まして、そして、そのあと弁護団三名が所長と面会したようです、これはお聞きのことだと思いますが。で、この弁護団としては、当然いま私が指摘

したことばを使つたようです、心の乱れ。内容を拒否してきたのに、本日になって急に、まあ面会してくれと、こういう面会のさせ方をしたのかと

いうことで、いろいろ聞いたようです。で、所長の答えは、面会を許した理由として二つのことを

言ったようです。一つは、吉岡の心の乱れがあつた、いましかし、それがなつた。それからもう

一つは、この吉岡の病気がよくなつてきた。この二つのことを所長が説明したようです。そういうことです。

○政府委員(勝尾鏡三君) 三人面会に来られた

のに、いすが一つしかなかったという点について、私そこまで報告を受けておりませんでしたが、三人来るのに対しても一人分しか、いすを用意していなかつたということありますならば、これは私のほうとして今後直ちにそういうことは是正させようとしています。おそらく、いわゆる面会といった場合、通常一対一の面会が多いもので、そこまで実は配慮が行き届かなかつたのではないかと思ひますので、この点は、私のほうで今

と、この弁護士としては当然のことですが、一体心の乱れというのはどういうことなのかといふことを聞いて、いろいろ問答があつたようです。ところが、途中で管理部長の羽柴さんというのを聞かれて、その人がくちばしをいれて、おおるようですが、この人がくちばしをいれたようですね。そうすると、所長も気がついたようにして、吉岡が弁護士に会うということについて非常にためらつて、吉岡の心の乱れがなつたとかいふようなことではなく、健康がよくなつたからだ

と、病気がよくなつたからだと、それだけですと、吉岡の心の乱れといつたような表現で、それがおさまつたから面会を許すのだ、もう一つは、健康もよくなつた、この二つを言つておるのですね。そうしたら、管理部長は、そういうことを言うたら矯正局長の国会の答弁ともどうも矛盾すると思ったのか——所長のほうは、私はそういう意味じや正直だと思うのですよ。管理部長のほうは、なかなかこれはいろいろなことを政治的に考えたと思うのですね。そういうことを注意しないでいます。注意した結果、いや、心の乱れが面会

の委員会でも、ともかく健康が問題なんだ、それがよくなれば当然会わすべきだ、こういうふうにお答えになっているが、それは当然なことなんですよ。ところが、実際は、それが理由なんじゃなくて、吉岡は、吉岡と話をしてましたよ。偏見不公平、そういうことがこういうところに。まあ、そう思って、こういう事務的なことをお聞きしたわけです。

本論に入りますが、この吉岡との面会が終わ

まして、そして、そのあと弁護団三名が所長と面会したようです、これはお聞きのことだと思いますが。で、この弁護団としては、当然いま私が指摘

したことばを使つたようです、心の乱れ。内容を拒否してきたのに、本日になって急に、まあ面会してくれと、吉岡の心の乱れ——その際、心の乱れというの

ははどういうことかという、いろいろ説明も求めたようですね。そうすると、刑務所のほうの説明は、吉岡は同日、十五日に単独犯を述べた上申書を取り下げるという意思表示をした。それで、所長は十六日にそのことを聞い

て、心の乱れがおさまつた、こういうふうに考えた、吉岡は同日、十五日に単独犯を述べた上申書を取り下げるという意思表示をした。それで、所長は十六日にそのことを聞い

て、心の乱れがおさまつた、吉岡は同日、十五日に単独犯を述べた上申書を取り下げるという意思表示をした。それで、所長は十六日にそのことを聞い

て、心の乱れがおさまつた、吉岡は同日、十五日に単独犯を述べた上申書を取り下げるという意思表示をした。それで、所長は十六日にそのことを聞い

確認したところではございますが、前に面会した際  
に、病状がよくなつたならばそのときにお取り計  
らいをするという一種の約束をしておられますので、やはりその約束を履行しなければならないと  
いうことについては、現在もなお変わつていな  
いことから、刑務所側から広島在住の原田弁護  
士のほうに連絡もした、このように理解いたして  
おります。いわゆる吉岡の心情が不安定であると  
いうことについて、吉岡の心地が不安定であると  
いうように私のほうは報告を受けております。  
○鶴田得治君　ここにこの詳細な報告書を私持つ  
てあるんです、弁護士からの。そんな一方的にも  
のを書くような諸君じゃないし、いざという場合  
には、当然これは対決していかなければならぬ問  
題です。客観的に分析して書いているわけです。  
それから前回、四月一日ですか、弁護団が所長に  
会つたときにも、所長としては、病気がよくなつ  
たら会わすかということについて約束しておらぬ  
のですよ。いまあなた、約束されたように言われ  
ますけれども、それは局長は委員会では約束され  
ているんだ。ところが、所長の考えは違うんですね  
よ。弁護団は、ともかく本日、短時間でも会わ  
てくれ——いや、それは病気じゃからだめだと、  
こう言う。それならしかたがないから吉岡のお  
る房のところまで行つて、短時間でも大事なこと  
について話したい。それもいかぬ。それで第三と  
して、じゃ、よくなつた場合には会わしてくれる  
かと言つたら、それはその時点で判断しますと、  
そういう言い方でそらしているんですよ。だから  
ら、そういう、それがつまり心の乱れの問題なん  
です。関係があるわけですよ、われわれから判断  
すれば。だから、もつと端的に言えば、吉岡が單  
独犯を四月一日のときには主張しておるが、これ  
がなおつたら、これが逆になつたら会わそうとい  
う腹であつたことは間違いないと私は推測してい  
るんです。で、同じことをことばをかえて今度の  
二十二日の面会のときにもやっぱり言うておるわ  
けですよ、実際は。で、単独犯の主張を結局心の乱  
れだと、こういうわけですかね。それはあなた  
の主張と違うんですよ、そういう点は。だから

まあ、そこを幾ら繰り返してもしかたがないが、しかし、これは客観的な事実なんです。所長は絶えず二つのことを考えておった。健康さえ許せば、最高裁に証人の申請もしてあることだし、当然弁護人は会うべきものだ、そういう考え方を持っておらぬのですよ、あの人は。

それで次にもう少し聞いておきますが、吉岡と弁護団との面会の内容、これは触れません、これは法務行政と直接関連のないことですから。これはむしろ、最高裁が直接証人として吉岡を調べるべき問題だと私は思うので、それには触れません。法務行政に直接関連のあることは、四月十五日になって、吉岡が十八通のうちの十五通ですね、三通はすでに広島地裁に行っておりますが、十八通のうちの十五通を取り下げる、こういう意味表示を刑務所に対してしたわけですね。そこで弁護団は、その文書をぜひ保管しておいてほしいと、たとえ取り消したと言つても、これは事実に関する重要な参考文献だから保管しておいてほしいと、これはその点は四月一日にはやっぱり同じことを言うておるのであるのですが、その日には大体了承しておつたのです、所長は。ところが、今度はあいまた不適当だと思うのです、そういうことは。つまり、四月一日は最高裁の人とか弁護人とか検事とか、いろいろなものに対してあてた文書、これは取り消しておらぬわけですね。その段階では保管が精一ぱいなんだ、刑務所から言うたら。本来ならばこれは発送すべきなんですよ。だから、発送すべきものを押えておるのだから、だから保管ぐらはいはやむを得ぬということで了承したのだと私は思います。ところが、今回は取り消したからしたがって、そういう責任がないような意味のこととを言うので、弁護団としては非常に心配しているわけです。それで私は局長に聞きたいわけですが、こういう文書を一体どう扱うかということ、

取り消したから本人に返す、本人が破ろうが何しようと自由だと、そういう態度をとるのか、それほどもかく、事実問題に関して重要な関連のあるものだから、取り消したといっても、これはやはり保管しておく。一方では、最高裁はまだ意思決定はしておらぬけれども、取り寄せが関係者から要求されておる文書なんですね。提出を要求されておる文書なんです。まだ正式決定はしておりません。だから、私はこれは保管しておきますと、はつきり所長が言うのは、私は当然だと思うのですよ、経過から見て。それが出ない。局長の意見を聞いておきたい。

○政府委員(勝手鏡三君) 刑務所長が刑務所として保管することについてははつきり言わなかつたのは、私は刑務所長の立場として一つの理屈はあると思うのでござります。と申しますのは、ただいまの御発言がございました四月の十五日付で、本年の二月一日以降の最高裁その他あての上申書等の取り下げ願いを所長あてに出したのでござります。したがいまして、取り下げ願いでござりますので、通常の場合は、この場合、吉岡は自分が先に出した上申書は自分に戻してもらいたい、こういう意思表示と理解すべきものであろうと思うのをございます。いたしますと、これを刑務所長が、自分に取り下げてくれというのを拒否して、刑務所が保管をするということにつきましては、検討をしなくちゃならない問題がある、これは刑務所長がそのように理解したものであらうと思ひます。その点明確な答えをしなかつたということについては、私、刑務所長をどうこう批判すると、いうことは、私の立場としてはできないと思うのでござります。ただ、ただいまもお話をございましたし、さらに監獄法の四十七条の二項でござりますが、刑務所が保管している文書につきましては、一年経過したならば廃棄することができる、こういう規定がござります。としますと、一年間廃棄をしないで刑務所が保管をする理由はどこにあるだろかということを考えてみますと、一つは、もちろん本人の処遇上の参考資料ということ

理由でその文書が必要になる場合もあり得るんではないかというようなことがあります。二年間の保管を命じているのではなかろうかと思うわけでござります。したがいまして、本件の場合につきまして、刑務所長が当時、明確な答えをしなかつたのはしなかつたといいたしまして、私といいたしましては、この書類については吉岡に取り下げないで、と申しますと、刑務所の手続といたしましては、さきに願い出た上申書等については、不許可処分として刑務所に保管をさせるという措置をとらせたい、このように考えております。

○亀田得治君 ともかく物が消えてしまったんじゃないや、あと話になりませんからね。いまお答えになつたように、保管だけは責任持つてやっておいでほしいと思うんです。

それから前回、局長からは、訴訟手続その他法令のコースに乗せてもらえば、もちろんそれに従うというふうにお答えになつてはいるんですね。これは当然なことをお答えになつてはいるわけですが、たとえば法令の手続ということにきちっとなるかならぬかわかりませんが、最高裁あたりから問い合わせがあるといふうな場合には、それに対して内容を明らかにできますか。

○政府委員(勝尾録三君) 法令の手続に乗せて要求があれば、これは私どもとしては、当然その法令の規定するところに従つて措置をしなければならないと思っております。そこで、法令の措置といふのにならうものがあるだらうかということを一応私なりに検討いたしましたところ、ただいま御指摘がありました刑訴の公判の章に規定がございますが、裁判所が照会をする場合、さらに検察庁が照会をする場合等、いろいろ規定がござります。そういう手続にのつとつて照会があれば、もちろんその照会に応ずるのがたてまえであると思っておりますが、本件につきましては、事がいわゆる上告審に係属をいたしておりますので、いまとまたのような条文につきまして、実際の運用面

もあり、分かれております。したがいまして、これは最高裁なりその他がそれぞれの判断で照会があれば、もちろんそれに従つもりでござりますが、かりにそういう措置がとられなかつたといつても、刑務所の立場といたしましては、具体的な事件に有利であるから、不利であるからといふような判断で矯正の事務を運営すべきものでございませんし、また、運営できるものでもないと思いまして、私どもとしては、具体的な事件に関連してございますが、矯正運営について不信を持たれているということをございますれば、その不信を取り除くための措置はとらなければならぬ、そういう観点から、ただいま広島刑務所が保管しております上申書等についての措置を考えておりますが、早急に結論を出しまして、そうなりますと、これは監獄法の問題というよりももう少し別の立場からの刑務行政全般の問題でございますので、私どものほうから具体的に現地の所長に指示をして、刑務行政に対する不信を取り除く措置をとるつもりであります。

○亀田得治君 それから弁護団が会ったときに、吉岡が弁護団の諸君に言つていていたのですが、十八通の上申書の手控えが吉岡のほうにあるようですね。そういう事実は皆さんのほうは御存じなんでしょうね。

○政府委員(勝尾鎌三君) 手控えと申しますと、吉岡が正式の一原稿の意味でござりますか。

○亀田得治君 原稿ですか。

○政府委員(勝尾鎌三君) その点については、私どもまだ承知いたしておりませんが、さっそくに調査させていただきます。

○亀田得治君 これは弁護団にそう本人が直接言われたようです。この弁護団の面会には刑務所の方の立ち会いがあるわけですから、その方は聞いていると思うのです。もしそういうものがあるのであれば、ともかく、そういうものも保存してもらおうようにしてもらおう、持つてあるのまで保存するのなんだが、しかし、なかなか、ある場合に相当法規を広く解釈したり、いろいろ運用され

ているのですからね、処遇上やはり関係があると

も言えるわけでして、正規の上申書と、それに至り、さきに自分の当事者である事件についての上申書でございますが、広島地裁あてには三月に、さきに自分の当事者である事件についての上申書を発信させておられます。それにつきまして、広島地裁あての上申書を取り消したいと、取り消すための認書願いというのが、四月の十五日に刑務所長あてに出されました。そして本人は四月の十六日にその上申書をしたまめとして、施設側はが預かると、こういふことはいろいろの物についてやつていることでしょう。

○政府委員(勝尾鎌三君) 本人が入所してくる際

に携行してまいりますいわゆる私物につきましては、これは領置の手続によりまして、刑務所側が

本人にかわってと申しますか、厳重に封をして領置いたしております。なお、御承知のように、受

刑者につきましては、居房あるいは工場等において

本人が携行できるものにつきましては、それぞれ規定によつて定められておりますので、もし規

定以外のものを所持しているということになります。

○亀田得治君 それはひとつ善処方を希望してお

ります。

もう一点聞きたいのは、四月十七日に吉岡が多

数犯の上申書を広島地裁あてのものを書いたよう

ですね。それから五月の上旬に、田坂弁護士にあ

てた多数犯の手紙を書いたようですが、いずれも

一兩日のうちにさつそくそれぞれ発送されてお

りますので、今回の場合には、さきの私のほうの

是適当でないと、こういう判断をいたしまして、

さきの広島地裁あての書類について発送するよ

うに、私のほうから現地の所長に指示をいたしてお

りますので、短期間の間に処理をいたしましたと、こういうことになるわけでござります。

○亀田得治君 それはひとつ善処方を希望してお

ります。

意見が訴訟準備的な、あるいは直接自分の訴訟に

関連したという性格のものであるということは

つきりいたしておりますので、短期間の間に処理

をしたと、したがいまして、この内容がどうこう

であるからという立場からの処理ではないのでござります。

○亀田得治君 そういう理屈を言われますけれど

も、ともかく、四月に広島地裁あてに送った文書

にしても、それまで長い間広島地裁に送らないで

刑務所にとどめておいた実績があるわけですよ

ね。その実績に比べると、ともかく多数犯を主張

すると言つて、それはもうどんどんスピードアップ

して處理される。単独犯主張のものは、ああでもへんばな扱いをやつてあるよう感ずるわけです

よね。事実なんですか。十七日の上申書、それか

あとはみんな理屈なんですよ。だからね、それ

じゃ、いままたその次に、吉岡が広島地裁あてに

単独犯の主張の上申書を書いたらどうしますか。

すぐ送りますか。そうなると、また、心情の乱れ

がまた出てきたとかなんとか言うて、とめておく

のじやないでしょか。いや、それは現在ではこ

れだけ大っぴらになつてしまつたから、それはす

ぐ送りますと局長、答えるだらうけれども、出発

のど思ひますから、できたら、やはりこういう

の努力をしてほしいと思うのです。

○政府委員(勝尾鎌三君) これは法規の解釈運用

が可能な限り、刑務所側でそういうものが失われ

ないような努力はいたしたいと思います。

○亀田得治君 本人の品物を適当と思えば刑務所

が預かると、こういふことはいろいろの物について

やつてやつていてことでしょう。

○政府委員(勝尾鎌三君) 本人が入所してくる際

に携行してまいりますいわゆる私物につきましては、これは領置の手続によりまして、刑務所側が

本人にかわってと申しますか、厳重に封をして領

置いたしております。なお、御承知のように、受

刑者につきましては、居房あるいは工場等におい

ますと、これは規則の違反でもござりますので、そ

れはまた領置の手続その他に乗せて保管をする

と、こういうことになるわけでござります。

○亀田得治君 それはひとつ善処方を希望してお

ります。

もう一点聞きたいのは、四月十七日に吉岡が多

数犯の上申書を広島地裁あてのものを書いたよう

ですね。それから五月の上旬に、田坂弁護士にあ

てた多数犯の手紙を書いたようですが、いずれも

一兩日のうちにさつそくそれぞれ発送されてお

りますので、今回の場合には、さきの私のほうの

是適当でないと、こういう判断をいたしまして、

さきの広島地裁あての書類について発送するよ

うに、私のほうから現地の所長に指示をいたしてお

りますので、短期間の間に処理をいたしましたと、こういうことになるわけでござります。

○亀田得治君 それはひとつ善処方を希望してお

ります。

意見が訴訟準備的な、あるいは直接自分の訴訟に

関連したという性格のものであるということは

つきりいたしておりますので、短期間の間に処理

をしたと、したがいまして、この内容がどうこう

であるからという立場からの処理ではないのでござります。

○亀田得治君 そういう理屈を言われますけれど

も、ともかく、四月に広島地裁あてに送った文書

にしても、それまで長い間広島地裁に送らないで

刑務所にとどめておいた実績があるわけですよ

ね。その実績に比べると、ともかく多数犯を主張

すると言つて、それはもうどんどんスピードアップ

して處理される。単独犯主張のものは、ああでもへんばな扱いをやつてあるよう感ずるわけです

よね。事実なんですか。十七日の上申書、それか

あとはみんな理屈なんですよ。だからね、それ

じゃ、いままたその次に、吉岡が広島地裁あてに

単独犯の主張の上申書を書いたらどうしますか。

すぐ送りますか。そうなると、また、心情の乱れ

がまた出てきたとかなんとか言うて、とめておく

のじやないでしょか。いや、それは現在ではこ

れだけ大っぴらになつてしまつたから、それはす

ぐ送りますと局長、答えるだらうけれども、出発

のど思ひますから、できたら、やはりこういう

の努力をしてほしいと思うのです。

○政府委員(勝尾鎌三君) お尋ねの広島地裁であ

る原稿といったものは、これはなかなか大事なもの

だと思いますから、できたら、やはりこういう

の努力をしてほしいと思うのです。

○政府委員(勝尾鎌三君) お尋ねの広島地裁であ

○亀田得治君 現在まで何回ぐらいお調べになつてゐるのです。

○政府委員(勝尾謙三君) 本人についての調べは、数回でございますが、いわゆる関係者と申しますか、第三者の受刑者等について、事情あるいは裏づけ等の調べは鋭意続けていると、このように理解しております。

○亀田得治君 本人については数回というのですが、これはいつといつ、保安課長が会っているんですか。

○政府委員(勝尾鐸三君) 具体的な日時はまだ承知いたしておりませんが、さっそくに現地に照会をいたしたいと思います。

○亀田得治君 四月十五日というのもその中に入って、いらっしゃるですか。保安課長が会っておられます

○政府委員(勝尾篤三君) これは懲罰事犯に限らず、取り調べではございません。

○亀田得治君 四月十五日というのは、保安課長は時間はどれくらい会っておるのであります。  
○政府委員(勝尾錦三君) わび申上げます。  
ただいま保安課長が直接会ったとお答えいたしましたが、保安課長に会いたいという面接の願いが四月の十二日に出されまして、四月の十五日には区長が直接面接をいたしております。時間につきましては、おおむね一時間近く面接しているようでござります。

取り調べた者が所長あてに報告書という形で、面接の時間、場所並びに面接の要旨というものをし

たためまして、報告書の形で提出することになつております。

○亀田得治君 ええ、回数とか、時間とか、それだけです。こうです、又り聞くに日本は、要りませんが、形式的な点だけでいいですが、それを資料としてお出し願えますか。

○政府委員(勝尾鑑三君) 早急につくりまして、提出いたします。

を最後に聞きたいと思うのですが、ともかく、広島刑務所は単独犯の主張に対しては非常に片寄った立場で、そうして不公平な扱いをやっておる。これは私たちもいろいろなことをこまかい情報を聞いて、そう断定せざるを得ぬ。吉岡が今度単独犯の主張をした、それを取り消さすということのために相当な圧力を私はかけておると、これは、こういうことはもうめったに言いにくいことです。がね、そういうふうに想像されてならないので

い、やむを得ず刑務所から出る者に頼んだ、しかも、そのこと自体は、いま最高裁で最終的な判断

を待つておる問題について、きわめて重要な関連あることなんですね。それは多數犯を主張する立場から見れば、けしからぬことをすると、こう思ふかもしれないが、単独犯を主張しておる諸君から見たら、いろいろなことがあつたにしろ、やは

り最終の段階において吉岡自身がほんとうに良心的に考えてくれたものであるというふうにも理解ができるわけですね。しかし、それらの最終的な判断は、これは最高裁がやる問題なんですよ。だから私は、そういう重大な問題に関連しておるところなんとして、吉岡としてもやむにやまれず外部との連絡というようなことをやつたと思うのですが。で、何といつても法律の世界で一番大事なことは、個々のそういう規則のどれに反するとかなんとか一応のワク内では大事なことですが、根本的にはやはり真実ですよ。真実をうやむやにして

て、規則だけ守られたといつたって、そんな法務行政、だれも尊重しませんよ。だから、そういう関連のある問題ですから、私はこれを普通どおりに懲罰事犯として追及していくというようなことは、見ようによつては、やはり吉岡の単独犯をひるがえさせるための圧力と、こういうふうにもろとれるわけですね。だから、そんなことは、私はもう率直に言いますが、やめてもらいたいと思うのです。眞実の究明について疑いを持たすこと

えてもらいたい。最終判断は最高裁にやらすべきなんです。これらの現象をどう見るか。それに対

して、ともかく懲罰事犯として普通何か一般の問題と同じように本人を追及していく、そういうことは非常に不自然な印象を与える、これだけ私は要望しておりますよ。そう言つても、局長はいやひとつそういうふうにしましようなんということ

は、これは局長の立場じゃ、なかなか言えぬことはありますけれども、そういう懲罰事犯はもう少し調べをするにしても、先でもいいわけでしょう。何でも一月や二月おくれたからといってどうということはない。何か時効ということもないわけでしょう。ことじゅう見合わしておったって、一方では八海事件の最高裁の法廷も最近開かれるわけでねことはもうやつぱりやらぬほうがいいと思いますね、どうでしようか。

部交通、あるいは、いまの懲罰の問題につきまして、国会の委員会の席上でもいろいろ疑惑を持たれておるという現状でございますので、私のほうでいたしましては、事件の内容とか帰趣等について刑務所が関与したというような印象を受けることは、絶対に避けなければならないと思いますので、その辺も考慮しながら、疑惑を解く方法を早急に私どもとしては指示をするつもりでおります。

○政府委員(勝尾録三君)　この区長の面接で、吉岡が区長に対しまして、上申書は取り下げますと、処遇については一切口出しをしない、それから取り下げる上申書は全部返してくださいと、こういう趣旨の申し出がござります。

○鶴田得治君　吉岡に対する懲罰事犯の取り調べの記録といふものは、取り調べ担当者、取り調べの時間、取り調べの内容、そういうものはちゃんと刑務所に文書としてあるわけでしょうね。

○政府委員(勝尾録三君)　原則いたしまして、

ます。で、懲罰事犯としてこの吉岡をお調べになつておるようですがれど、私はこの点はもう少し良識のある考え方できないものであろうかと思うのです。といいますのは、どういうことを言いたいかと云ふと、なるほど、それは刑務所の規則は、これはきちんと守つていかなければなりません。これは私もその点を否定するものじゃないなし、当然これは積極的に私もそう考えておる。しかし、本件の問題は、吉岡として単独犯を主張し、どうしてもそれが関係の弁護士にも通じな

が一体国民全体に対していい感じを与えるか、これが私は中央の局長なり大臣のほんとうに判断をすべきことだと思うのですね。吉岡としては、ともかく、この八海事件がいずれになつても、自分自身は相当長期間刑務所の世話をならなければならぬという立場にある人なんですからね。そういうことも考えますと、よくよくのことでなければならぬのですよ、それは。その気持ちをもつて考

ほうの吉岡に対する従来の態度から勘案いたしまして、やめればまたやめたで、いろいろと理由とありますか、口実にされるおそれもありますので、その点はいま少し具体的に慎重に考え方としていただきたいと思いますが、とにかく、いまいろいろ述べられました点について、刑務所側の処置というものをぜひ明らかにしたいということで、鋭意結論を急いでおりますので、御了承いただければたいへん幸いと存じます。

ませんが、この程度に本日のところはしておきます。

○委員長(北條雛八君) 他に御発言もなければ、  
本件の質疑は、本日はこの程度にとどめます。  
本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十五分散会